

お葬式後のお手続き… ご準備はできていますか？

イオンライフ ×

Total consulting firm



まずは無料相談！

無料相談のお申し込み・お問い合わせ先

無料通話



さあくよう さあくよう
0120-394-394

パソコン・携帯電話から

イオンライフ 相続

で

検索



24時間 365日

受付・ご相談承ります。

スマートフォンの方は
こちらから



イオンライフ株式会社 〒261-8515 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

2025年6月版

お葬式後は**多くのお手続きが必要です。**

詳しく知りたい方は
2～10頁をご覧ください。

お葬式後のお手続きのほんの一例



不動産の名義変更



預金の解約



相続税の申告・納税



保険の手続き



車の名義変更



株の名義変更



年金の手続き



公共料金の手続き

これらのお手続きはどれも煩雑で難解なものばかりです。
手続きの内容によっては期限があります！

あれこれお悩みになる前に
まずはイオンライフにご相談ください！

イオンライフと提携する相続の専門家（行政書士、税理士、司法書士等）が

**初回のご相談から実際のお手続きまで
トータルサポートいたします！**

詳しく知りたい方は
2～3頁以降をご覧ください。

イオンライフが
おすすめする
4つのポイント

おすすめ
ポイント①

**初回相談
無料！**

おすすめ
ポイント②

**初回出張
相談無料！**

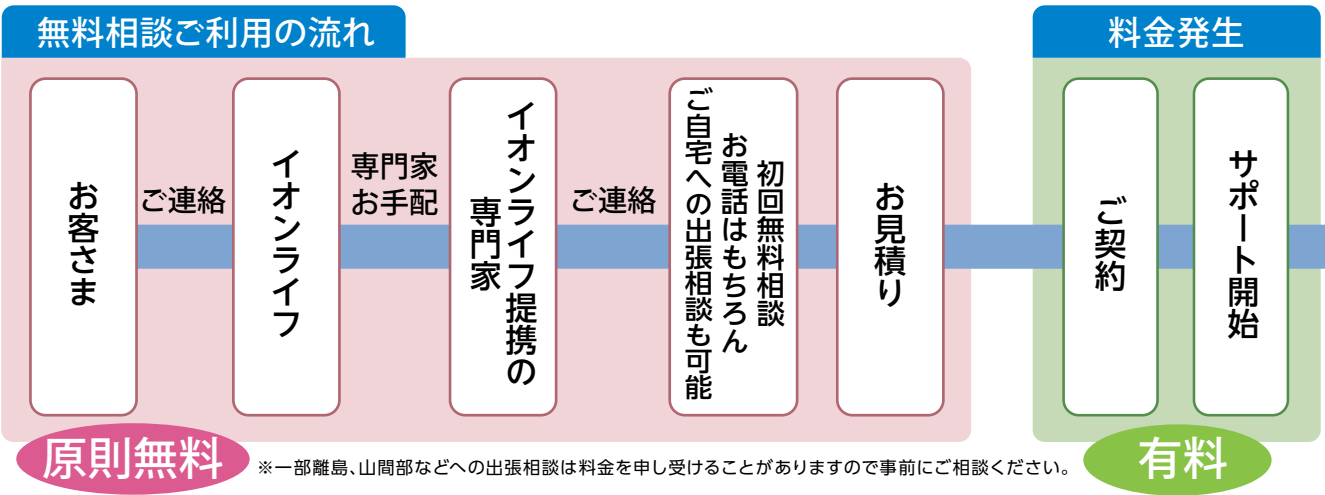
おすすめ
ポイント③

**土日祝日
対応！**

おすすめ
ポイント④

**資格を持った
専門家が対応！**

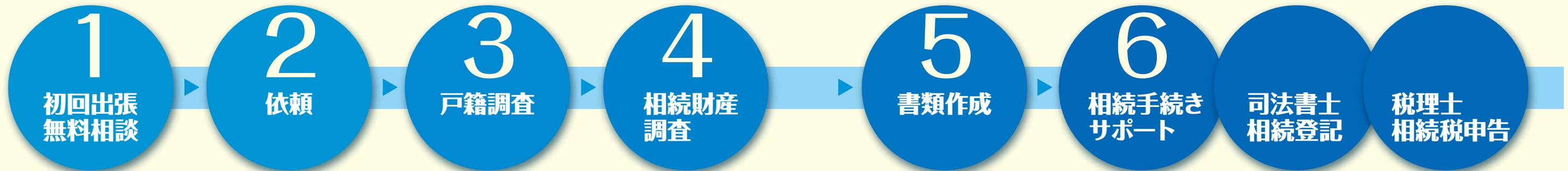
※無料相談は行政書士が対応します。 ※一部離島、山間部などへの出張相談は料金を申し受けることがありますので事前にご相談ください。



※一部離島、山間部などへの出張相談は料金を申し受けることがありますので事前にご相談ください。

相続手続きが窓口ひとつでワンストップ!

イオンライフと提携先の専門家(行政書士・司法書士・税理士等)が連携し、ご遺族のみなさまに寄り添って、心ある対応をさせていただきます。



相続手続きの流れ

行政書士、司法書士、税理士等が連携を取りあい、ワンストップで迅速に手続きを完了いたします。



1

初回出張 無料相談

行政書士

ご相談は、ご自宅やご希望の場所へ無料にて出張させていただきます。



紛争性のある事項、税務のご相談には弁護士、税理士をご紹介します。

※無料相談は主に行政書士が対応いたします。
※紛争性のある事項、税務などには対応できません(弁護士、税理士をご紹介します)。
※一部離島、山間部などへの出張相談は料金を申し受けることがありますので事前にご相談ください。

2

依頼

ご依頼時は、明確に業務内容・報酬額を記載した依頼書を交わします。



3

戸籍調査

相続人の確定は、全国の市区町村から故人の出生～死亡の全戸籍を取寄せ調査いたします。



6

相続手続きサポート

金融機関等各所への手続きは、ご記入いただいた書類を提出代行いたします。



相続登記

(司法書士)



故人が不動産を所有している場合は、遺産分割協議書を基に、相続人へ名義変更をするための手続きが必要です。登記申請書の作成・登録免許税の計算や納付など、手間のかかる手続きは全て、司法書士にお任せいただけます。

相続税申告

(税理士)



亡くなった人の財産を受け取る際に支払わなくてはならない税金が「相続税」です。基礎控除(相続する財産金額によっては相続税を支払わなくて良い措置)を超えると相続税の支払義務が発生します。相続税の計算から申告書類の作成・税務署への申告手続きまで、全て税理士にお任せいただけます。

5

書類作成

遺産分割協議の結果を「遺産分割協議書」に起こします。また、金融機関への手続きがスムーズに進むよう、金融機関などに確認をとりながら書類の書き方の的確なアドバイスをいたします。



4

相続財産調査

故人所有の財産の確定は、市役所・法務局・金融機関にて調査し、遺産分割協議のための資料を作成いたします。



相続手続きの流れ

※以下内容は網羅的なものではありません。また法令の改正などで条件や期限が変わる場合があります。

3か月以内

ステップ
1

相続人を確定する



P5 参照

ステップ
2

相続財産を把握する



P6 参照

ステップ
3

相続するかしないかを
決める

P7 参照

ステップ
4

遺産分割協議を行う

P8 参照

10か月以内

ステップ
5

相続財産の
名義変更を行う

P9 参照

ステップ
6

相続税の申告と納付

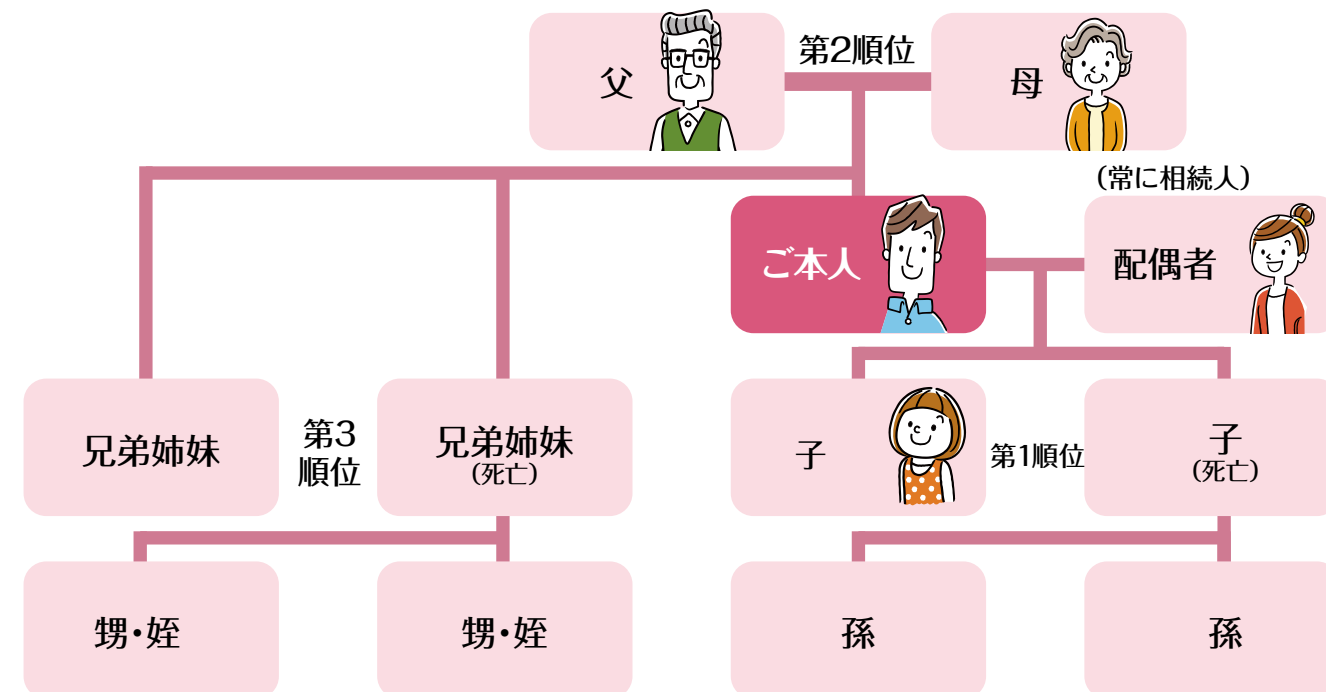
P10 参照

ステップ
1

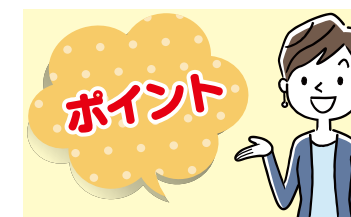
相続人を確定する



相続人とは被相続人の遺産を相続することができる人のことです。「法定相続人」は被相続人との家族関係によって決まり、大きく3つのパターンに分かれます。



配偶者		配偶者は血族相続人と同順位で常に一定割合の遺産を相続できます。
血族	子(第1順位)	性別、出生順序、既婚・未婚、実子・養子、嫡出・非嫡出の区別なく同順位です。
	直系尊属(第2順位)	実親・養親、父系・母系の区別なく同順位ですが、親などの近い者が優先されます。
	兄弟姉妹(第3順位)	全血・半血の区別なく同順位で相続権があります。



ポイント

法定相続人を確定するには…

法定相続人を確定するためには以下の戸籍謄本が必要です。

- ①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
- ②相続人の戸籍謄本

相続分とは法定相続人が遺産に対してもらうことができる割合のことです。被相続人との関係性によって、それぞれもらえる割合が以下の通り異なります。

相続人		相続人と法定相続分	
パターン1	配偶者と子(または孫)	配偶者 $\frac{1}{2}$	子(孫) $\frac{1}{2}$
	配偶者と父母(または祖父母)	配偶者 $\frac{2}{3}$	父母(祖父母) $\frac{1}{3}$
	配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)	配偶者 $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹(甥・姪) $\frac{1}{4}$

相続財産を把握する



相続財産には大きく分けて「プラスの財産」と「マイナスの財産」があります。

【プラスの財産】（相続税の課税対象）

項目	確認する書類
土地・家屋	固定資産税評価証明書、登記事項証明書、権利書など
預貯金	通帳、証書、残高証明書、取引記録など
株式・投資信託	残高報告書、残高証明書など
生命保険金	保険証券、支払通知書など
死亡退職金	支払通知書など
ゴルフ会員権	会員証
自動車	車検証
貴金属・書画骨董	鑑定書など

【マイナスの財産】

項目	確認する書類
借入金	残高証明書、返済予定表など
保証債務	
未払金	各種請求書など

ポイント

相続財産に該当しないものも…

相続財産として間違えられるものとして、お墓や仏壇、仏具があります。これらは祭祀財産と言われるもので、相続財産には該当しません。これらは一族の習慣、居住地域の習慣などによって、1人に受け継がれます。

相続するかしないかを決める

相続財産には、プラスの財産の他にマイナスの財産があります（P6参照）。それらすべてを相続する「単純承認」、プラスの財産もマイナスの財産も一切相続しない「相続放棄」、プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を相続する「限定承認」の3つの内どれを選択するかを3か月以内に決めます。

●相続放棄と限定承認の手続きについて

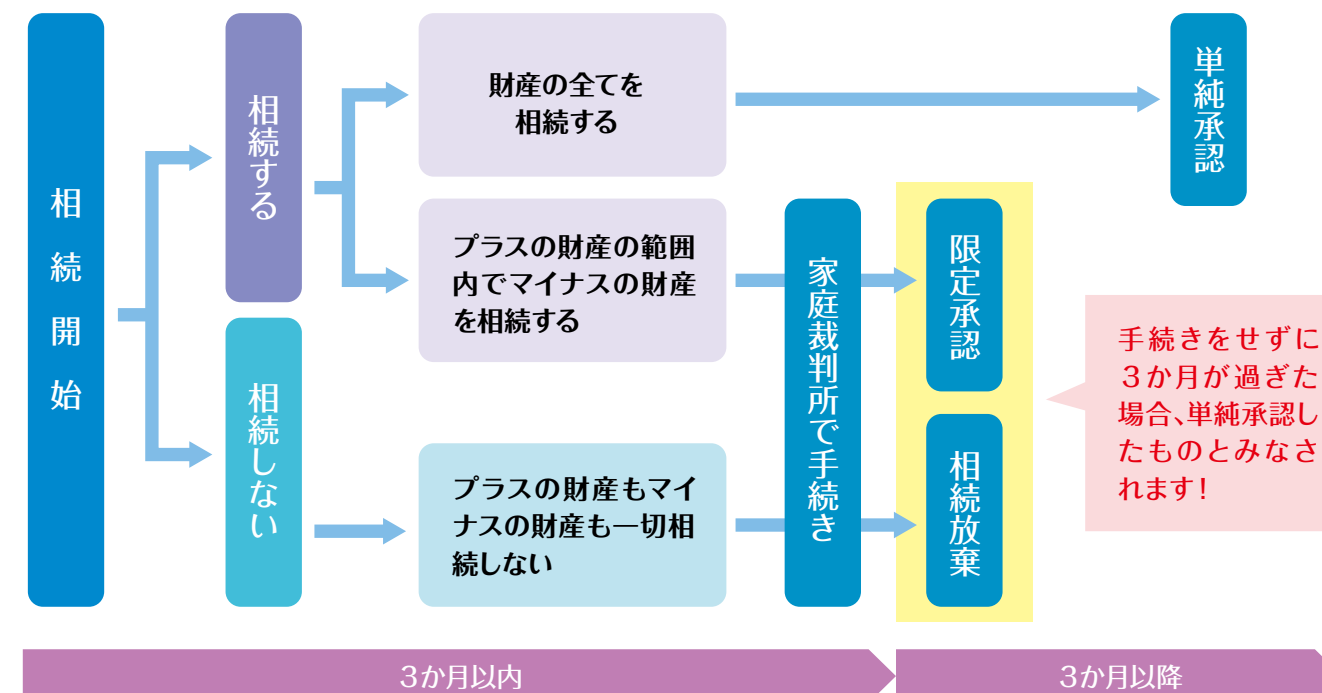
	相続放棄	限定承認
申述人	放棄する相続人が個別に行う	相続人全員が共同して行う
申述先	被相続人の最後の住所地を所管する家庭裁判所	
相続する範囲	一切相続しない	清算してプラスの財産が残れば受け取り、マイナスの財産が残れば弁済義務がない。
期間	相続開始を知ったときから3か月以内	

ポイント



相続放棄をすると…

第一順位（P5参照）の子が全員が相続放棄した場合、相続権が第二順位の被相続人の両親（直系尊属）へ移ります。このように、第一順位の相続人全員が放棄しても、相続権が消滅するのではなく、次の順位の相続人へ相続権が移ることになります。



遺産分割協議を行う

法定相続人が判明し、相続財産が確定すると、遺言書がない場合は相続人全員で遺産の分け方を話し合っ決めて決めます。

これを「遺産分割協議」と言います。

●遺産分割の方法

現物分割	個々の財産を、各相続人が取得
代償分割	特定の相続人が特定の財産を相続する代わりに、他の相続人に金銭などを与える
換価分割	不動産などの財産を売却して現金化し、その金銭を分ける
共有分割	相続人が持分(割合)を決めて共同で取得

遺産分割協議がまとまれば「誰が」「何を」「どれだけ」相続するのかを書面にして、相続人全員で署名・押印します。この書面を「遺産分割協議書」と言います。



●相続人に「制限行為能力者」がいる場合

制限行為能力者とは、単独では有効な法律行為ができない人のことをいいます。相続人に制限行為能力者がいる場合は、以下の点に注意が必要です。

相続人が未成年者	未成年者が遺産分割協議に参加する場合、未成年者の親権者が代理しますが、未成年者と親権者が共同の相続人である場合、親権者が未成年者の代理をすることは「利益相反行為」となるためできません。この場合、未成年者に対して家庭裁判所での特別代理人の選任が必要になります。
相続人が認知症	認知症等により意思能力に疑いがある方が相続人である場合、その程度により成年後見、保佐、補助の申し立てを家庭裁判所に対して行い、遺産分割協議においては、選任された成年後見人、保佐人、補助人が代理または相続人に同意することで行うこととなります。

相続財産の名義変更を行う

遺産分割協議が整い、遺産分割協議書が出来上がりましたら相続財産の名義変更や解約など各種手続きに移ります。

手続きの際には、手続き先所定の書類への記入だけでなく、ここまで準備した戸籍謄本や財産確認の書類、遺産分割協議書、相続人全員の印鑑証明書など様々な書類を手続き先に提出する必要があります。

●名義変更が必要となる財産の例

●預金の名義変更・支払い手続き

預金者が死亡して相続が開始すると、その預金は相続人の共有財産として扱われます。一部の相続人が勝手に預金を引き出して他の相続人の権利を侵害するのを防ぐため、銀行は預金者の死亡を知った時点で預金の口座を凍結します。

預金の名義を相続人へ変更し、取引を開始するには以下の手続きが必要となります。

※2019年の相続法改正により一定の条件のもと一部払い戻しが可能となりました。

手続き先	必要書類	A…遺産分割協議書がない場合	B…遺産分割協議書がある場合
取引銀行の本支店窓口	①相続手続依頼書 (各金融機関所定の用紙) ②死亡届出書 (各金融機関所定の用紙) ③被相続人の戸籍謄本 (出生から死亡まで全て) ④被相続人の預金通帳及び届出印 ⑤名義変更または支払いを受ける人の実印 ⑥右記A、Bのいずれか	■相続人全員の戸籍謄本及び印鑑証明書	■遺産分割協議書 ■相続人全員の戸籍謄本及び印鑑証明書

●不動産の名義変更

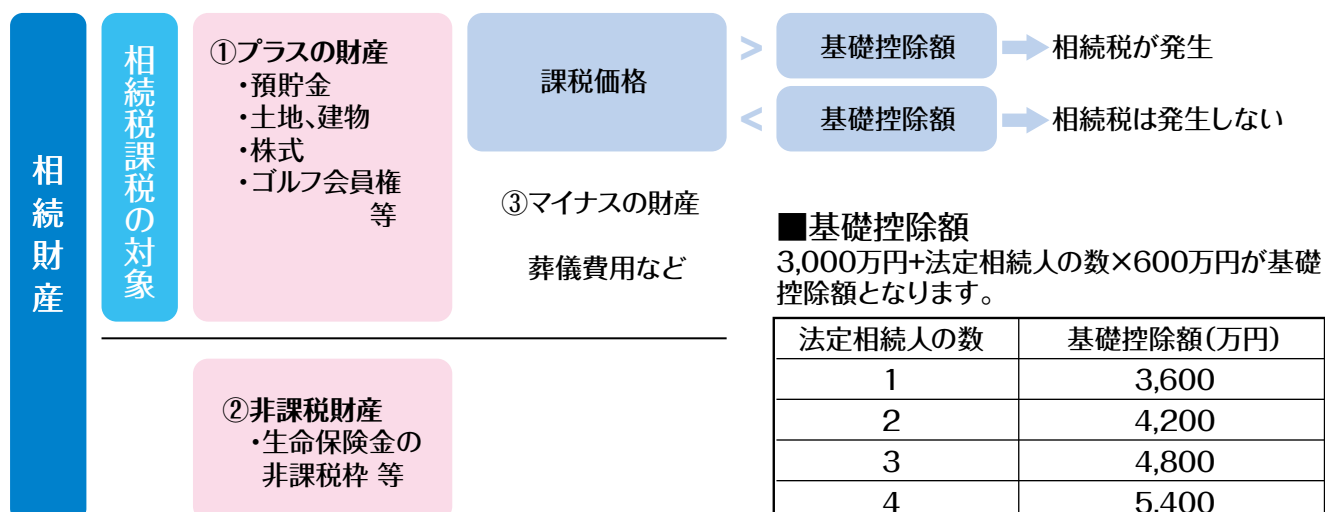
手続き種類	手続き先	必要書類	相続の証明書類
所有権移転登記	対象不動産所在地を所管する法務局	①所有権移転登記申請書 ②固定資産評価証明書 ③被相続人の戸籍謄本 (出生から死亡まで) ④被相続人の最後の住所証明書 (住民票、戸籍の附票など) ⑤相続人全員の戸籍謄本 ⑥不動産を相続する人の住所証明書 (住民票、戸籍の附票など)	※法定相続分どおりに分割しない場合、以下のいずれかが必要です。 ■遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書 ■遺言書と検認調書 (公正証書遺言以外のとき) ■家庭裁判所の調停調書又は審判書謄本

相続税の申告と納付

- ▶ 相続税の申告と納税は、相続または遺贈により取得した財産等の合計（課税価格）が遺産に係る基礎控除額を超える場合に必要となります。
- 取得した財産の合計（課税価格）が遺産に係る基礎控除額の範囲内であれば、申告も納税も必要はありません。
- ▶ 相続税は被相続人が亡くなったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に納付します。

●課税価格が基礎控除額以上ならば相続税が発生します

1. 被相続人の相続財産は、①預貯金や不動産などのプラスの財産、②生命保険金の非課税枠など、③債務などのマイナスの財産に分けられます。
2. プラスの財産からマイナスの財産や葬儀費用などを差し引いた課税価格が基礎控除額以上になれば、相続税が発生します。



●相続税の納付方法

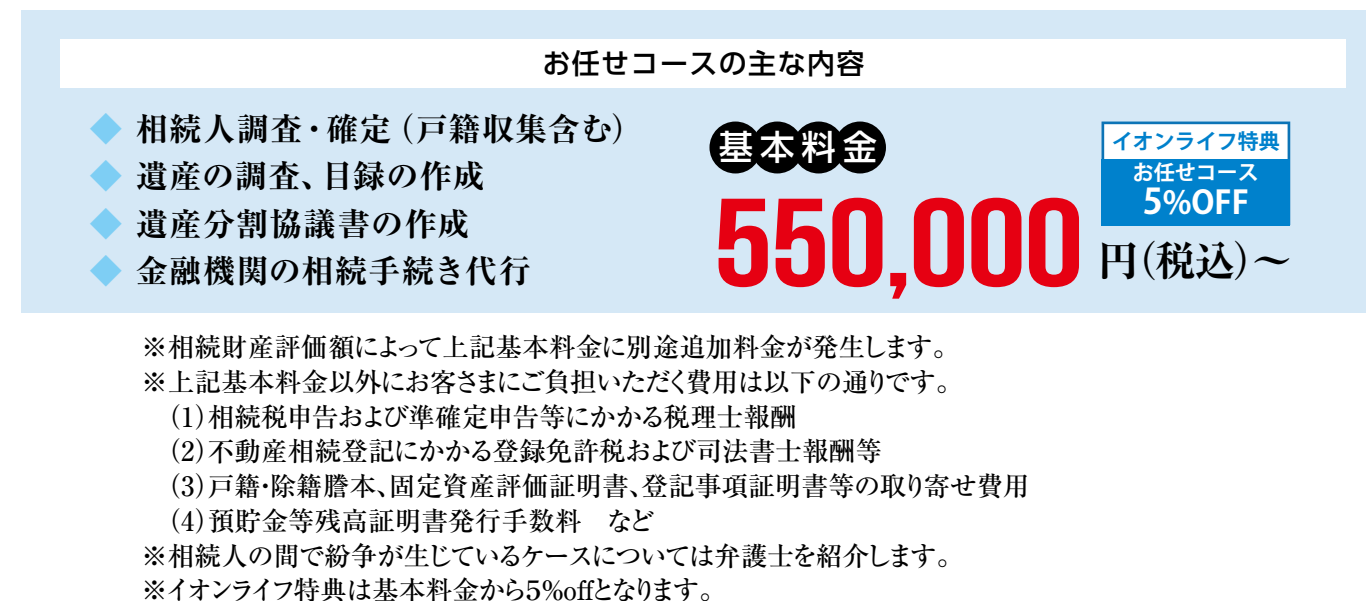
納付方法		取扱い
通常の納付方法		納付書に税額全額(金銭)を添えて、金融機関もしくは所轄の税務署へ納付します。
期限に 間に合わない時	延納	一括納付が困難な場合、担保提供を条件として元金均等年払いとすることができます。(延納可能な要件あり)
金銭で 納められない時	物納	延納によっても金銭での納付が困難な場合、金銭の代わりに国債や不動産等の物で納付することができます。 (物納可能な要件や対象物の優先順位あり)

相続手続きサポートの流れ



相続手続きサポート料金のご案内

■相続手続き お任せコース



■相続手続き 選べるコース（一例）



まずはイオンライフにお気軽にご相談ください。イオンライフと提携する相続の専門家が、初回に限り全国どこでも無料で出張相談をお受けいたします。

※一部離島、山間部などへの出張相談は料金を申し受けることがありますので事前にご相談ください。

※上記はイオンライフの提携先であるOAGグループのサービス内容をもとに作成しています。11

イオンライフ

※このパンフレットはイオンライフの提携先であるOAGグループのサービス内容をもとに作成しています。
※起載内容は2025年6月1日現在のものです。予告なく変更となる場合がございますのでご了承ください。